

## 広報委員会 規約

名城大学理工学部環境創造学科に広報委員会を置く。広報委員会の活動については、以下のように定める。

1. 委員会の目的；本委員会は、学科の広報活動に関する内容を検討し、広報媒体の作成などを主たる目的とする。
2. 委員会の構成；学科長、各系の代表数名及び入試委員から構成する。
3. 委員の任期；委員の任期は2年とする。ただし、再任は妨げない。また、事情があれば交代または退任も可とする。
4. 委員会の開催；委員会は必要に応じて随時開催する。
5. 委員会の検討・実施内容；委員会における検討および実施内容は、以下のようにする。
  - 1) 対外的な広報媒体における学科紹介方法の基本方針(PR 方針)の策定・立案
  - 2) 学科ホームページの作成、運営
  - 3) 学科パンフレットの作成
  - 4) 学科の広報を目的としたイベントの立案や実施
  - 5) その他、学科の広報に関する活動
  - 6) 以上の検討内容は教室会議に立案または報告し、承認を得て実施する。
6. 委員会の記録；委員会の議事録は毎回作成し、学科事務室に保管するとともに、開示する。
7. 付則
  - 1) この規約は平成 24 年 10 月 11 日よりこれを施行する。